

寒川町結婚新生活支援行政ポイント付与事業

寒川町結婚新生活支援事業

の受付が始まります！

ここからはじまるしあわせのものがたり

THE STORY OF HAPPINESS

THAT BEGINS HERE

寒川町結婚新生活支援
行政ポイント付与事業

寒川町結婚新生活支援事業



令和 7 年 6 月 1 日より寒川町結婚新生活支援行政ポイント付与事業と寒川町結婚新生活支援事業の受付が開始となります。この 2 つの事業は、令和 7 年 4 月 1 日以降に婚姻された新婚夫婦を対象に、寒川版地域通貨「さむかわ Pay」による行政ポイントの付与や、婚姻に伴う住宅購入、リフォーム、引越の費用に対する補助により結婚新生活を応援するものです。

令和 7 年 4 月 1 日以降に寒川町に婚姻届を提出されたご夫婦には、事業概要を記載したパンフレット「まごころの葉」を配布しています。

ふたりのくらし
もっと たのしく



デジタル地域通貨「さむかわ Pay」の
ポイントを最大4万円分お贈りします。
新生活のお買い物にご利用ください。

【対象】

- 入籍日が令和7年4月～令和8年3月
- 夫婦ともに年齢が39歳以下
- 夫婦ともに住民票所在地が寒川町
- 寒川町に3年以上の居住予定 など

【申請期間】

令和7年6月～令和8年3月

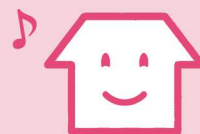
【担当】

子ども政策課



詳細と申請はこちら

ふたりのうち
ぐっと すまいる



結婚をきっかけとした住宅購入、住宅
リフォーム、お引越しにかかった費用の
一部を最大60万円補助します。

【対象】

- 入籍日が令和7年4月～令和8年2月
- 夫婦ともに年齢が39歳以下
- 夫婦ともに住民票所在地が寒川町
- 世帯所得が500万円未満
- 寒川町に3年以上の居住予定 など

【申請期間】

令和7年6月～令和8年2月

【担当】

子ども政策課



詳細と申請はこちら



【各HPページID】

寒川町結婚新生活支援行政ポイント付与事業：19797

寒川町結婚新生活支援事業：19796

問い合わせ先

子ども政策課 課長 鳥海 忠相 ☎0467(74)1111 内線 195